

津市報道機関への発表に関する要綱

平成18年1月1日訓第9号

改正 平成20年3月31日訓第68号
平成22年6月1日訓第40号
平成24年3月31日訓第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報活動の一環として本市の施策、行事等に係る情報を迅速かつ広範に住民に周知するため、報道機関に対し当該情報を公表すること（以下「報道機関への発表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報道機関への発表の方法)

第2条 報道機関への発表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法によりこれを行うものとする。

- (1) 記者会見 本市に係る重要な施策等について市長により行われる発表、意見交換、質疑応答等
- (2) 記者発表 本市の事務事業等について部長等により行われる発表、質疑応答、説明等
- (3) 資料提供 軽易な事項等について課長等により行われる資料等の提供
(報道機関への発表の対象事項)

第3条 報道機関への発表の対象となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策、制度等に関すること。
- (2) 施策の計画又は実績に関すること。
- (3) 事務事業に係る調査、研究等の計画及び結果に関すること。
- (4) 各種行事の予告及び報告に関すること。
- (5) その他周知を必要とする事項に関すること。

(記者会見)

第4条 記者会見の種類は、定例記者会見及び臨時記者会見とする。

- 2 部長は、記者会見を行う必要があると認めるときは、あらかじめ関係部等との調整を行った後、当該記者会見の日の10日前までに記者会見（記者発表・資料提供）予定表（第1号様式。以下「予定表」という。）に説明

資料を添えて、これを政策財務部長に提出するものとする。ただし、急施を要する場合において、政策財務部長が特に認めるときは、この限りでない。

3 定例記者会見は、原則として月1回行うものとする。ただし、政策財務部長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

4 臨時記者会見は、政策財務部長が必要があると認めるときにこれを行うものとする。

5 定例記者会見には、市長及び副市長のほか、別表に掲げる職員及びその会見に係る事項に関係のある部長等が出席するものとする。

6 臨時記者会見には、市長のほか、その会見に係る事項に関係のある部長等及び広報課長が出席するものとする。

(記者発表)

第5条 部長等は、その所掌する事務事業について記者発表を行おうとするときは、その日の10日前までに予定表に説明資料を添えて、これを政策財務部長に提出するものとする。ただし、急施を要する場合において、政策財務部長が特に認めるときは、この限りでない。

2 記者発表には、必要に応じ、その発表に係る事項に関係のある部長等が出席し、広報課長が立ち会うものとする。

(資料提供)

第6条 課長等は、資料提供を行おうとするときは、その日の10日前までに予定表に説明資料を添えて、これを政策財務部長に提出するものとする。ただし、急施を要する場合において、政策財務部長が特に認めるときは、この限りでない。

2 資料提供は、課長等がこれを行うものとする。

(日時等の調整等)

第7条 報道機関への発表に係る日時等の調整並びに当該発表に係るある部長及び課長並びに報道機関への連絡等は、広報課長がこれを行うものとする。

(説明資料の作成)

第8条 課長等は、報道機関への発表を行うに当たって、あらかじめ当該発表に関し別に定める部数の説明資料を作成しておくものとする。

(広報担当者の設置)

第9条 部に広報担当者1人を置き、部の庶務を分掌する担当の担当主幹又は

担当副主幹をもって充てる。

(広報担当者の職務)

第10条 広報担当者は、上司の命を受け、その部における次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 報道機関への発表に係る出席に関すること。
- (2) 予定表及び説明資料の取りまとめに関すること。
- (3) 週間行事予定報告書(第2号様式)の作成に関すること。
- (4) その他報道機関への発表に係る庶務に関すること。

(週間行事予定等の発表)

第11条 広報担当者は、政策財務部長が次項の規定による発表をする日の前日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)(以下「休日」という。))に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までにその翌週における部に係る行事予定等について部内の各課ごとに週間行事予定報告書を作成し、政策財務部長に提出するものとする。

2 政策財務部長は、前項の規定により広報担当者から週間行事予定報告書の提出があったときは、これを取りまとめ、毎週金曜日(その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)にその行事予定等について報道機関に発表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓第68号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月1日訓第40号)

この訓は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月31日訓第30号)

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

政策財務部長、総務部長、政策財務部次長（置かれる場合に限る。）、総務部次長（置かれる場合に限る。）、広報課長

第1号様式（第4条―第6条、第10条関係）

記者会見
記者発表 予定表
資料提供（説明付き）
資料提供（投げ込み）

年 月 日

（あて先）政策財務部長

（職 名） （氏 名）

記者会見
次のとおり、記者発表 を行いたいので、提出します。
資料提供（説明付き）
資料提供（投げ込み）

発表等の事項の名称	
発表等の事項の概要	
説明資料の内容	
写真の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
発表等の区分	<input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者発表 <input type="checkbox"/> 資料提供（説明付き） <input type="checkbox"/> 資料提供（投げ込み）
発表等の希望日時	年 月 日（ ）
備 考	

区 分	所 属	氏 名
発表者等	部（局・室）	（氏 名）
事務担当者	部 課（室） （内線 ）	（氏 名）
広報担当者	部 課（室）	（氏 名）

第2号様式（第10条、第11条関係）

週間行事予定報告書

所属部長印

年 月 日

（あて先）政策財務部長

（名称）部（室）

（名称）課（所）

広報担当者

（職 名）

（氏 名） ㊟

年 月 日から 年 月 日までの間における（名 称）部（室）
（名 称）課（所）に係る行事予定等について、次のとおり報告します。

月 日	曜	行 事 名 ----- 行 事 内 容	時 間	場 所	備 考
・	日	-----			
・	月	-----			
・	火	-----			
・	水	-----			
・	木	-----			
・	金	-----			
・	土	-----			

（注） 行事予定等がない場合は、「なし」として報告してください。